

阿見町
運動部活動の運営方針

平成30年8月

阿見町教育委員会

目 次

I 「阿見町運動部活動の運営方針」策定の趣旨	1
II 新たな運動部活動に向けての町運営方針	2
1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営	2
2 適切な運動部活動の運営のための体制整備	3
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4 適切な休養日等の設定	7
5 学校単位で参加する大会等の見直し	9
6 その他	9

I 「阿見町運動部活動の運営方針」策定の趣旨

- 「阿見町運動部活動の運営方針」（以下、「町運営方針」という。）は、本町における公立中学校段階の運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ・ 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- ・ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「ガイドライン」という。）並びに「県運営方針」、「町運営方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。
- 阿見町教育委員会は、「町運営方針」に基づく公立中学校の運動部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

Ⅱ 新たな運動部活動に向けての町運営方針

1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

◇ 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対

し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い，学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに，学校公開等の機会を積極的に活用して，学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し，理解を求める。

2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」並びに「町運営方針」に則り，毎年度，「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

また，運動部顧問は，年間の活動計画（平日及び休日における活動日，休養日及び参加を予定する大会等），並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日等）を作成し，校長に提出する。

（１）運動部活動の方針の策定等

校長は，「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

※ ここでいう「活動計画」とは，運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

（２）運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は，生徒及び教員の数，部活動指導員等の配置状況等を踏まえ，生徒の安全確保，指導内容の充実と，運動部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から，円滑に運動部活動の運営が実施できるよう，運動部活動数の調整を図る。

イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として，「運動部活動運営委員会（仮称）」等を設置し，教職員のみならず，保護者や地域のスポーツ等関係者，学校医なども加え，生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング

グ内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

- ウ 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定する。
 - ・ 学校教育の一環である運動部活動の位置付け
 - ・ 運動部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
 - ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
 - ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
 - ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
 - ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守
- オ 各学校においては、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため の取組

◇ 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

1. Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
2. Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
3. Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
4. Action（処置・改善）・・・実施計画の見直し・改善

エ 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

（２）運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、茨城県中学校体育連盟から配付された中央競技団体作成の指導手引を活用して、３（１）に基づく指導を行う。

（３）熱中症事故の防止

ア 阿見町教育委員会及び学校は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防の運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が 31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

イ 茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、阿見町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延

期や見直し，練習試合，活動の中止等，柔軟な対応を行うこと。また，やむを得ない事情により開催する場合には，参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況），こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得，感染者の軽装や着帽等，生徒の健康管理を徹底すること。万が一，熱中症の疑いのある症状が見られた場合には，早期の水分・塩分の補給や体温の冷却，病院への搬送等，迅速かつ適切な対応を徹底すること。

4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については，生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに，スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ，望ましい活動時間を設定することとする。

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日，土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）はいずれか1日以上を休養日とする。また，週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。）

※毎週木曜日を休養日とする。

- 長期休業中における休養日の設定は，学期中に準じた扱いを行う。また，生徒が十分な休養を取ることができるとともに，運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう，学校閉庁日等も含めた，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※夏季休業中の閉庁日を休養日とする。

※年末年始の12/29～1/3を休養日とする。

- 1日の活動時間は，平日は2時間程度，休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。できるだけ短時間に，合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。

※朝の部活動は実施しない。

- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。

- 校長は、2に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

- なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の運動部活動休養日として設定する。

※定期試験（中間・期末テスト）前3日間を休養日とする。

※実力テスト前日を休養日とする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合等を精査することとする。

○ 校長は、茨城県中学校体育連盟及び阿見町教育委員会が定める上記の各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 その他

○ 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「町運営方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。

なお、文化庁において平成30年度に「文化部の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進めている。